

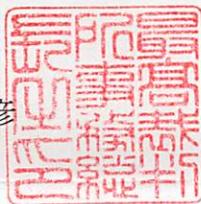
最高裁秘書第1064号

平成30年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成30年3月5日付け（同月7日受付、最高裁秘書第946号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年11月16日付け最高裁判所訟廷首席書記官補佐事務連絡「刑事上訴事件記録の送付について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

平成27年11月16日

高等裁判所刑事訟廷管理官 殿

最高裁判所訟廷首席書記官補佐 小古瀬 敬一

刑事上訴事件記録の送付について（事務連絡）

上告審において正確で迅速な事務処理を行うため、昨年度各庁から送付された刑事上訴事件記録から見た依頼事項を別紙のとおり取りまとめましたので、今後の上訴事務の処理に当たり、留意してください。

なお、事件記録の送付に関する疑義は、第二訟廷事務室刑事事件係に照会してください。

おって、貴高等裁判所支部、管内地方裁判所及び家庭裁判所の事務担当者に対しては、貴職からお知らせください。

(別紙)

- 1 上告事件について、最高裁判所に記録を送付する前に上告審における主任弁護人指定届が原審に提出された場合には、原審においてその旨の通知（刑訴規則22）を行ってください。
- 2 平成25年7月29日付け当職事務連絡でも依頼していますが、上告事件について、以下に該当する事項がある場合には、記録送付書の備考欄等にその旨を必ず記載してください。
 - (1) 執行猶予期間満了まで6月以内の場合の「執行猶予期間満了予定日」
 - (2) 勾留中の被告人で残刑期が6月以内の場合の「短期実刑」の記載
 - (3) 受刑収容中の被告人における「刑の執行終了予定日」
 - (4) 身柄の移送予定がある場合の「移送予定日」及び「移送予定の収容先」
 - (5) 上告審における弁護人選任届を原審で受理している場合の「上告審弁護人名」
 - (6) 被害者の住所等をマスキングして事件記録を閲覧謄写させた事件について、マスキングしたままの状態で事件記録を送付する場合のその旨の記載
- 3 特別抗告事件の記録送付に際しては、以下の点について留意してください。
 - (1) 訴訟事件に付隨する特別抗告事件について、本案である訴訟事件の判決（第一審、控訴審）が宣告されている場合には、その判決の写しも事件記録に添付してください。
 - (2) 勾留に関する特別抗告事件で、勾留状の写しを記録に添付する場合には、勾留状が執行された旨の付記がある写しを事件記録に添付してください。さらに、勾留期間延長の裁判がされている場合には、同裁判がされた勾留状を被疑者に示した旨の付記がある写しを事件記録に添付してください。
 - (3) 原決定謄本を被告人等に送達した郵便送達報告書が未着で事件記録に編てつすることができない場合には、郵便追跡サービスで書留引受番号を検索した結果を印刷したもの及び書留郵便物受領証の写し等の資料を事件記録に添付するなどして、適宜の方法により送達の状況を当審に連絡してください。

(4) 事件記録送付時に抗告申立人が保釈許可決定等により釈放されている場合には、記録送付書備考欄に抗告申立人の身柄が不拘束である旨を記載し、併せて現在の所在場所（保釈制限住居等）を記載してください。また、その場合には、保釈許可決定書写し等を事件記録に添付してください。

(5) 目録は、特別な場合を除いて作成する必要はありません。また、事件記録に原決定書の写しを添付する必要もありません。

4 記録送付書の誤記（被告人等の氏名、事件名、事件番号、原決定日、特別抗告申立日、記録冊数、最終の勾留期間満了日、被告人等の収容場所（住所、電話番号、郵便番号等））が依然として散見されます。事件記録の送付に際しては、一件記録と記録送付書とを照合して記載内容に齟齬や漏れがないように注意してください。